

基本施策 <5. 情報提供・相談支援体制の充実>

(1) 広報活動の充実、さまざまな媒体を活用した情報の発信

- ①社協だよりの発行（年4回）
- ②ホームページやフェイスブックによる情報発信
- ③宇美町社協製作福祉DVD「ふくしぷらす」及びパンフレットの活用

(2) 相談支援の強化

様々な問題、特に潜在化している問題を発見し受け止め、支援につなげていけるよう、相談支援の強化と関係機関、団体との連携に努めます。

①生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「6.生活困窮世帯の自立支援」内にて説明

②日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

認知症、知的障がい、精神障がいのある方の生活の自立を側面から支援します。預金通帳をお預かりし毎月定期不定期的に訪問、生活費のやりとり、光熱水費の状況確認や支払いなどを行います。

誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、一人ひとりの相談に応じ支援につなげていきます。

(3) 心配ごと相談事業

心配ごと相談員（民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員）が住民の抱える日常的な生活の悩み、財産や家族の問題など、様々な相談に応じ、解決へのアドバイスを行います。

平成31年4月より毎月第1、3木曜日へ変更し、また平成31年1月からは電話相談をスタートさせました。今後も身近な相談場所として周知し、住民の悩みごとに対応していきます。

心配ごと相談件数	(H30) 19件	(H31見込) 20件	目標	(R2) 25件
----------	-----------	-------------	----	----------

(4) 弁護士相談事業（町受託）

福岡県弁護士会から弁護士を派遣していただいて、町民の身近な法律相談窓口として実施します。（相談日は平成31年4月より毎月第2、4木曜日。要予約）

弁護士相談件数	(H30) 87件	(H31見込) 89件	目標	(H31) 96件
---------	-----------	-------------	----	-----------

(5) 民生委員児童委員との連携強化

社会福祉協議会の事業を行う上で、密接に関わっているのが、民生委員児童委員です。全体で集まる定例会はもとより、5校区で行われている校区部会はより詳しい話ができ、また細かな情報が得られ、社協からの協力依頼も伝えやすいことから非常に大切な情報交換の場であるため、職員が担当を決めて毎月参加します。